

特別養護老人ホーム長寿荘消防計画

目的

第1条 この計画は、消防法第8条1項に基づき、特別養護老人ホーム長寿荘(以下「長寿荘」という。)における防災管理について必要な事項を定めて、火災・水害・地震・その他災害の予防及び人命の安全並びに被害軽減を図る目的とする。

防災計画の適用範囲

第2条 この計画は、長寿荘に勤務し、出入りするすべての者へ適用する。

防火管理者の権限及び業務

第3条 1.この計画推進のために防火管理者を置く。

2.防火管理者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難訓練の実施及び指導
- (3) 消防設備等の点検・設備及び不備欠陥の改善促進
- (4) 建築物・火気使用設備器具・危険物施設などの検査及び不備欠陥の改善促進
- (5) 消防関係法令に基づく各種報告・届け出
- (6) その他防災管理上必要な業務

消防機関への報告及び連絡

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告届け及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びにそれに基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 長寿荘消防隊の訓練時における事前連絡及びに教育訓指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告及びに防火管理について必要な事項

予防管理組織及び業務

第5条 1.日常の火災予防及び地震等の出火予防を図るため、火災予防者を別紙1のとおり指定する。

2.火災予防責任者の任務は、次のとおりにする。

- (1) 建物・火気使用設備・電気設備等の日常の維持管理
- (2) 消防用設備等の維持管理
- (3) 地震等における火気使用設備等の出火予防措置及び避難経路の確保
- (4) その他火災予防上必要な自主査察

第 6 条 防火管理者は、火災その他の災害に対処するため、消防防災の用に供する設備の状況並びに危険物の貯蔵状況及び火気の取扱い状況等について、別紙 2 により定期的に又は臨時に自主査察を行うものとする。

消防隊

- 第 7 条 1.火災又は地震等の災害による被害を最小限度にとどめるために長寿荘消防隊(以下「消防隊」という。)
- 2.消防隊の業務分担及び編成は、別表 3 とする。
 - 3.消防隊員に対する勤務時間外の連絡系統は、別表 4 とする。
 - 4.長寿荘防災協力隊員の任期は 2 年とし、理事長が委嘱する。
防災協力隊員は、別表 5 とする。

消防隊長等

- 第 8 条 1.消防隊は、隊長・隊長付・小隊長を置く。
- 2.隊長は、施設長をもってあてる。
 - 3.隊長付は、防火管理者・生活相談員をもってあてる。
 - 4.小隊長は、養護主任並びに管理栄養士をもってあてる。

消防隊長等の任務

- 第 9 条 1.隊長は、消防隊を統治し、これを代表とする。
- 2.隊長付は、隊長を補佐する。
 - 3.小隊長は、隊長の命を受け、隊員を指導する。

消防訓練等

第 10 条 防火管理者は、有事に際し、被害を最小限度に留めるため通報・消火・避難等の教育及びに訓練を年 4 回以上実施するものとする。